

令和3年度 岡山県死因究明等推進協議会

日 時：令和3年12月23日（木）

15：00～16：00

WEB会議（Zoom）

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 会長・副会長選出

4 議 題

（1） 死体取り扱い等の現状について・・・資料1 資料2 資料3

（2） 死因究明等推進計画について・・・資料4

（3） 死因究明等に関する取組について・・・資料5

（4） その他

4 閉 会

岡山県死因究明等推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 死因究明等推進計画（平成26年6月13日閣議決定）に基づき、死因究明等の推進を図るため、岡山県知事（以下「知事」という。）は、岡山県死因究明等推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 死因究明等の施策に関する事項
- (2) 死因究明における人材育成及び資質向上に関する事項
- (3) 検案、解剖等の実施体制の充実にに関する事項
- (4) 死因究明により得られた情報の活用に関する事項
- (5) その他死因究明等の推進に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、知事が委嘱した委員15名以内で組織する。

2 委員は、知事部局、警察部局、検察庁、海上保安庁、保健医療福祉関係者、学識経験者、その他岡山県において死因究明等を実施する機関の関係者の中から知事が委嘱又は任命する。

3 知事は、必要に応じて協議会へ顧問を置くことができる。

4 顧問は関係行政機関の職員又は学識経験を有する者のうちから知事が委嘱又は任命する。

5 知事は、協議事項により必要があると認めるときは、その都度、当該協議事項に関して専門的知識を有する者を臨時の委員（以下「臨時委員」という。）として出席させることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員（臨時委員を含む。）の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じて、部会を設置することができる。

2 部会に属する委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、会長に指揮を受け、部務を掌握し、部会の経過及び結果を会長に報告する。

5 部会のその他に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(意見の聴取)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明を受け、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、岡山県保健福祉部医療推進課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月24日から施行する。

岡山県死因究明等推進協議会委員名簿

機関名	職名	名前
国立大学法人岡山大学(歯科放射線学)	教授	浅海 淳一
岡山県警察協力医会	会長	岩藤 知義
(一社)岡山県歯科医師会	副会長	木村 里栄
川崎医科大学	教授	椎野 泰和
第六管区海上保安本部警備救難部刑事課	課長	高橋 修
国立大学法人岡山大学(救命救急・災害医学)	教授	中尾 篤典
(一社)岡山県病院協会	会長	難波 義夫
岡山県保健所長会	会長	則安 俊昭
岡山地方検察庁	検事	藤尾 智敬
岡山県警察本部刑事部捜査第一課	課長	寶満 智彦
(公社)岡山県医師会	会長	松山 正春
川崎医科大学	准教授	三浦 雅布
国立大学法人岡山大学(法医学)	教授	宮石 智
岡山県保健福祉部医療推進課	課長	森 隆之

(五十音順)

岡山県死因究明等推進協議会顧問名簿

機関名	職名	名前
岡山県警察本部刑事部	部長	西村 隆男
岡山県保健福祉部	部長	西嶋 康浩

人口動態統計

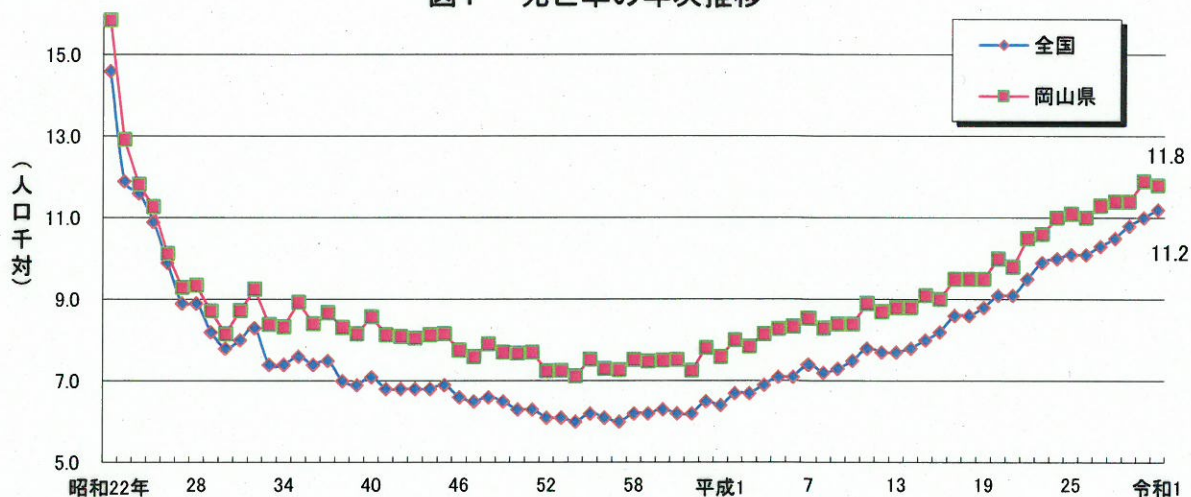
1) 死 亡

ア) 死亡の動向

死亡率の年次推移をみると図1のとおりである。死亡率は戦後著しい減少を続け、昭和27年には死亡数15,623人、死亡率9.3と初めて1桁台を記録した。その後は横ばい状態で推移し、昭和54年に7.1と最低の死亡率を記録した。

昭和50年代半ばからは、高齢化社会の進展を反映してゆるやかな増加傾向に転じている。(令和2年 死亡数21,788人、令和元年 死亡率(人口千対)11.8)

図1 死亡率の年次推移



この死亡率は、全人口を分母として単純に死亡数を除したいわゆる粗死亡率であるが、都道府県間等、地域の年齢構成の偏りを補正して算出する年齢調整死亡率をみると、図2のとおりである。

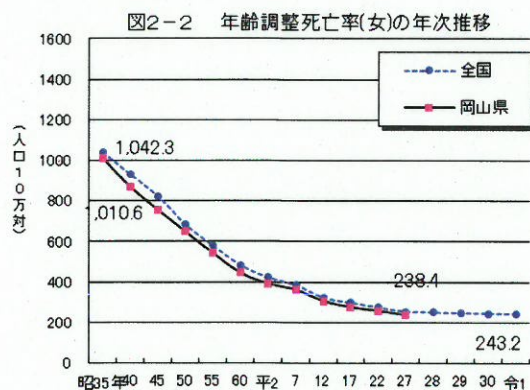
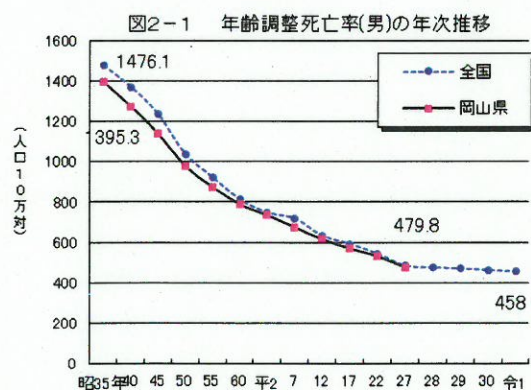


図1で見れば岡山県の粗死亡率は、常に全国を上回っているが、年齢調整死亡率でみると全国よりも常に低い状態にあることが分かる。

なお、都道府県別の年齢調整死亡率は、5年に1回の公表である(国勢調査年)。

1) 死因の概要

昭和57年から平成30年まで一貫して悪性新生物が死因の首位である。昭和60年から平成20年までは、心疾患と脳血管疾患が第2位または第3位となっていたが、平成21年からは肺炎が第3位となった。肺炎は、平成29年に5位となっているが、この主な要因は、「ICD-10(2013年版)」(平成29年適用)による原死因選択ルールの特長によるものと考えられている。また、老衰が平成30年からは、第3位となっている。

表1 死亡割合、死因順位別・年次推移

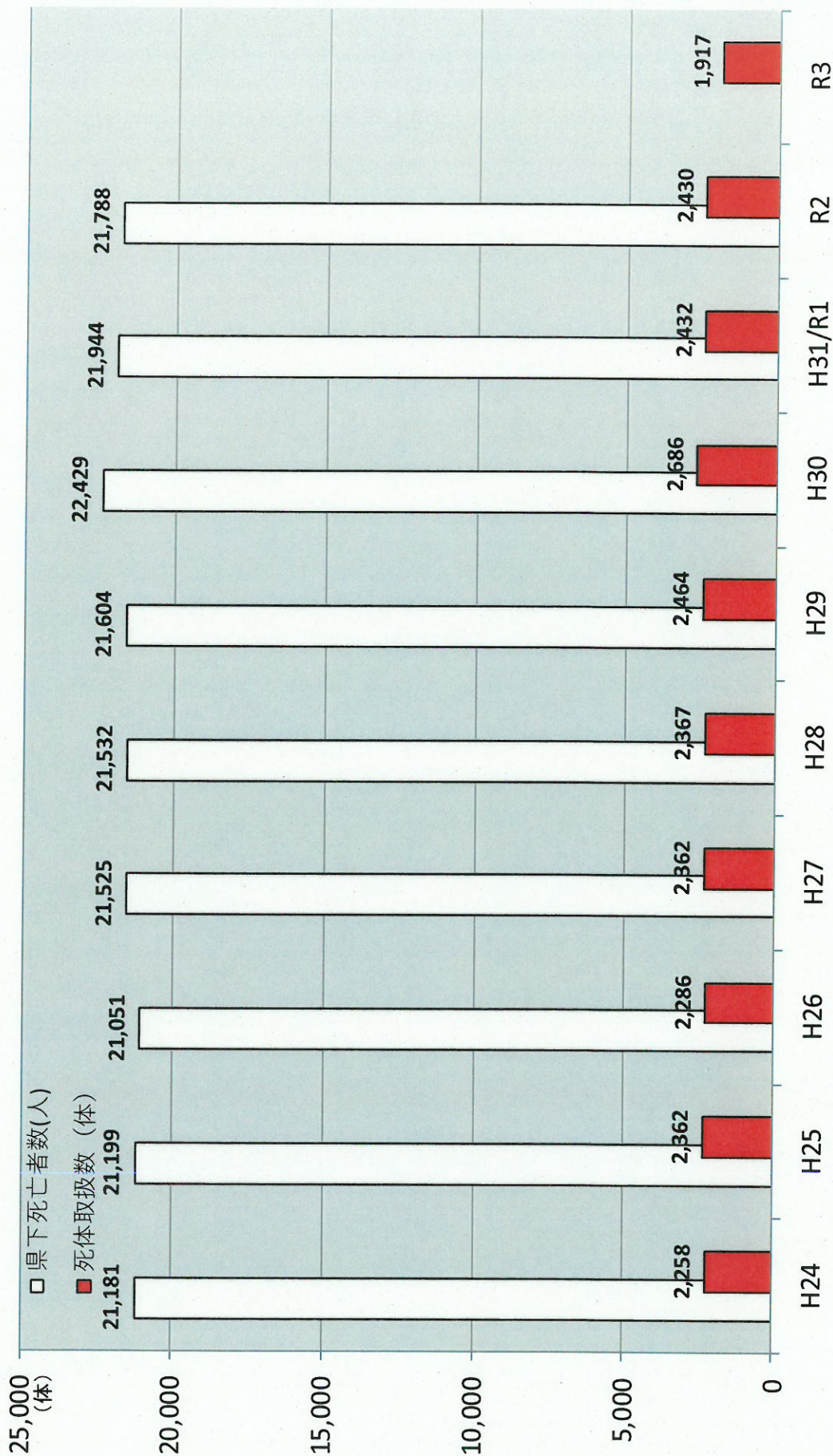
区分	第1位	%	第2位	%	第3位	%	第4位	%
昭和55年	脳血管疾患	22.9	悪性新生物	21.4	心疾患	17.2	老衰	6.5
昭和60年	悪性新生物	23.2	脳血管疾患	19.0	心疾患	18.2	肺炎・気管支炎	7.7
平成2年	悪性新生物	24.0	心疾患	19.7	脳血管疾患	15.3	肺炎・気管支炎	10.1
平成7年	悪性新生物	26.5	脳血管疾患	16.4	心疾患	14.5	肺炎	9.8
平成12年	悪性新生物	28.3	心疾患	14.5	脳血管疾患	14.1	肺炎	10.8
平成17年	悪性新生物	26.9	心疾患	15.7	脳血管疾患	13.1	肺炎	11.1
平成21年	悪性新生物	28.0	心疾患	15.0	肺炎	11.8	脳血管疾患	11.3
平成26年	悪性新生物	27.8	心疾患	15.4	肺炎	11.0	脳血管疾患	8.9
平成29年	悪性新生物	27.9	心疾患	15.3	脳血管疾患	8.2	老衰	7.6
平成30年	悪性新生物	27.4	心疾患	15.3	老衰	8.0	脳血管疾患	7.9
令和元年	悪性新生物	27.3	心疾患	15.0	老衰	8.8	脳血管疾患	7.7
令和2年	悪性新生物	26.0	心疾患	15.9	老衰	9.4	脳血管疾患	7.3

表2 令和元年 死因分類別 死亡数・構成割合・死亡率(人口10万対)

死因	全国			岡山県		
	死亡数	死亡総数に占める割合(%)	死亡率(人口10万対)	死亡数	死亡総数に占める割合(%)	死亡率(人口10万対)
全死因	1,381,093	100	1116.2	21,944	100	1176
病死、自然死	1,314,379	95.2		20,921	95.3	
外因死	66,714	4.8	53.9	1,023	4.7	54.8
不慮の事故	39,184	2.8	31.7	632	2.9	33.9
交通事故	4,279	0.3	3.5	86	0.4	4.6
転倒・転落	9,580	0.7	7.7	164	0.7	8.8
不慮の溺死及び溺水	7,690	0.6	6.2	103	0.5	5.5
不慮の窒息	8,095	0.6	6.5	139	0.6	7.4
煙、火及び火災への曝露	1,004	0.1	0.8	20	0.1	1.1
有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	545	0.0	0.4	9	0.0	0.5
その他	7,991	0.6	6.5	111	0.5	5.9
その他及び不詳の外因死	27,530	2.0		391	1.8	
自殺	19,425	1.4	15.7	266	1.2	14.3
他殺	299	0.0	0.2	7	0.0	0.4
その他の外因	7,806	0.6	6.3	118	0.5	6.3

死体取扱状況

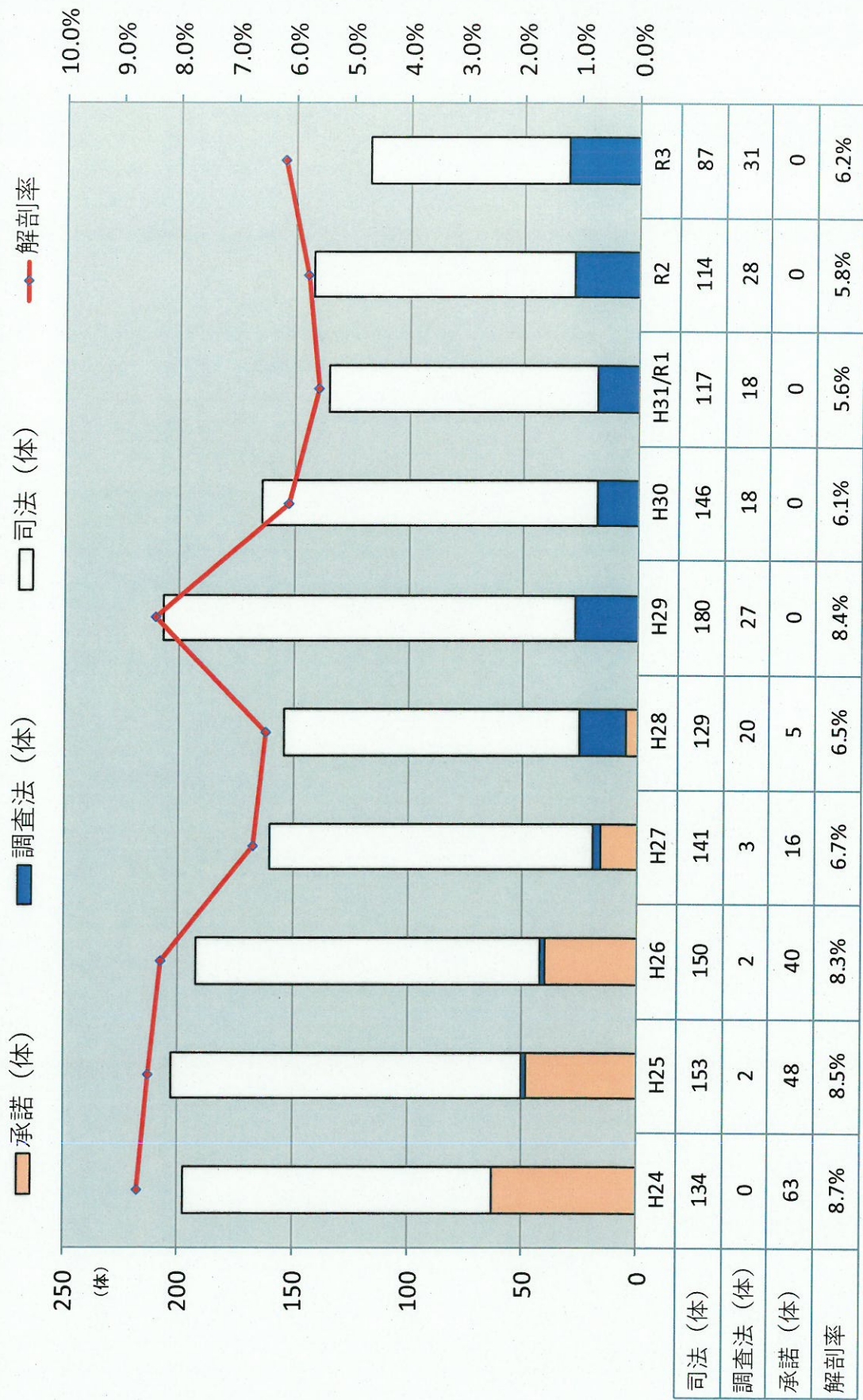
岡山県警察（刑事部）取扱い



数値は手集計による

死体解剖実施状況

岡山県警察（刑事部）取扱い

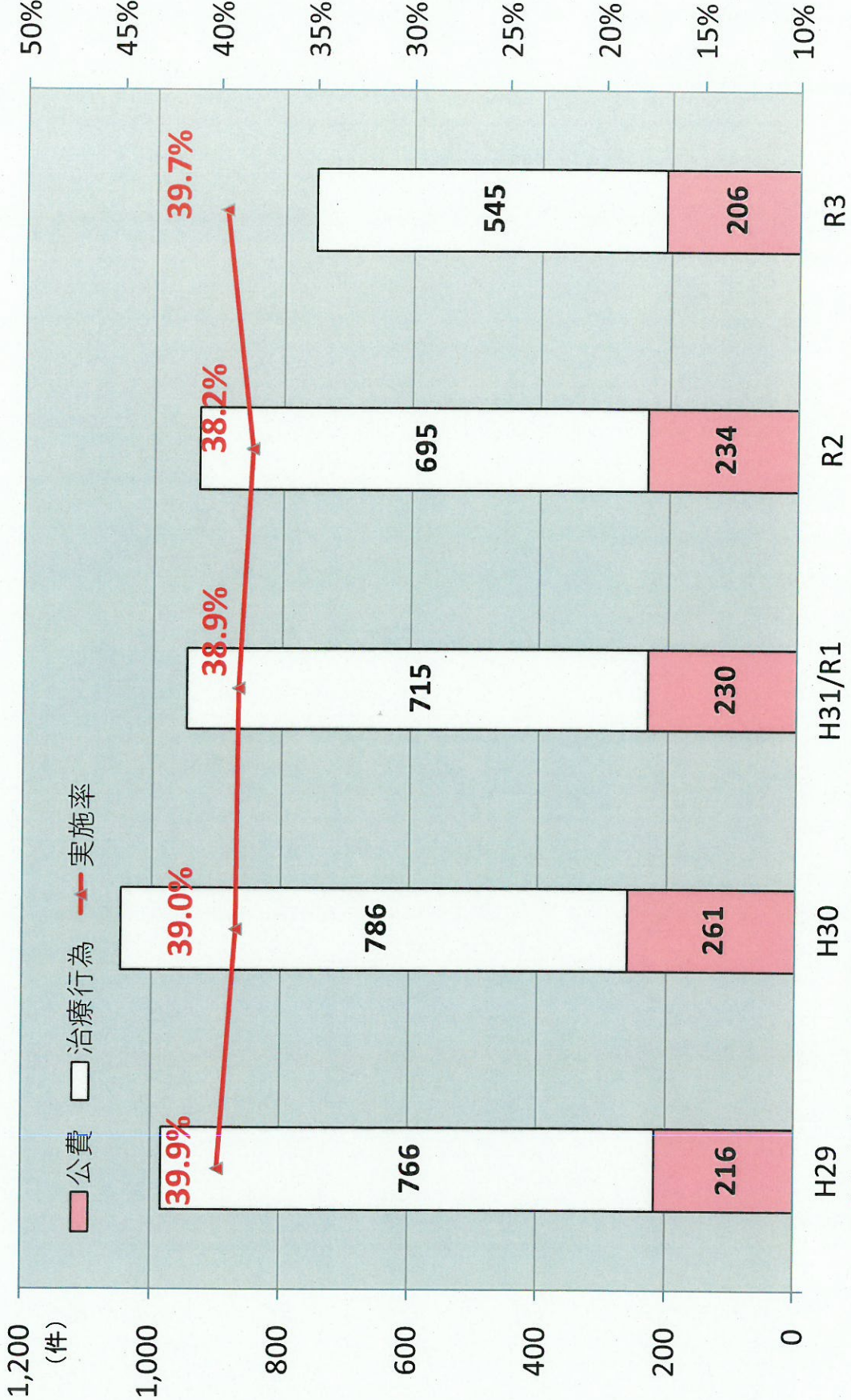


※解剖率 (%) = 解剖件数 (承諾解剖 + 調査法解剖 + 司法解剖) ÷ 死体取扱数

数値は手集計による

死後CT撮影実施状況

岡山県警察（刑事部） 取扱い

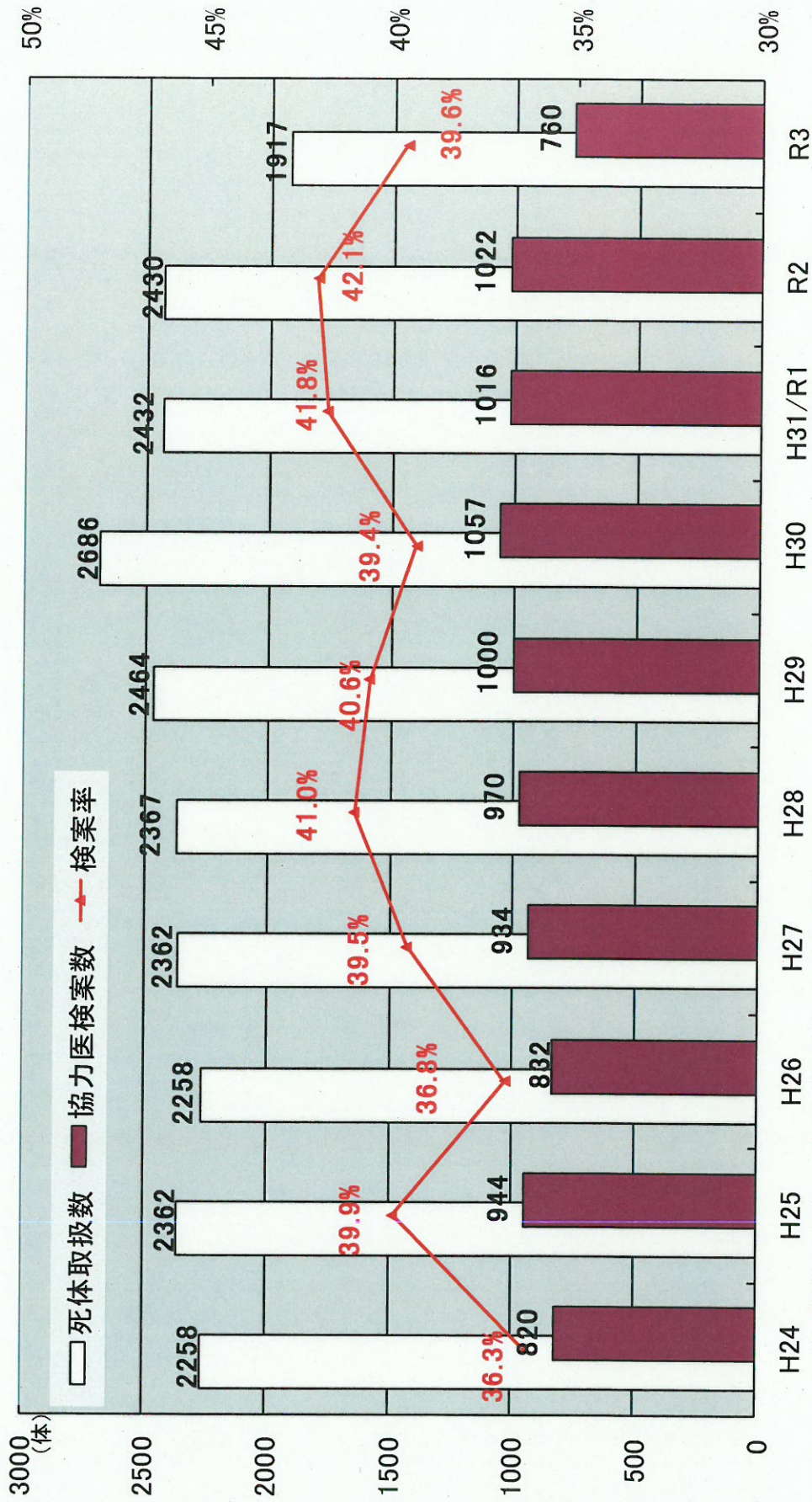


※ 実施率 (%) = CT撮影数 (公費CT + 治療行為CT) ÷ 死体取扱数

数値は手集計による

岡山県警察協力医による検案状況

岡山県警察（刑事部）取扱い



※ 検案率 (%) = 協力医検案数 ÷ 死体取扱数

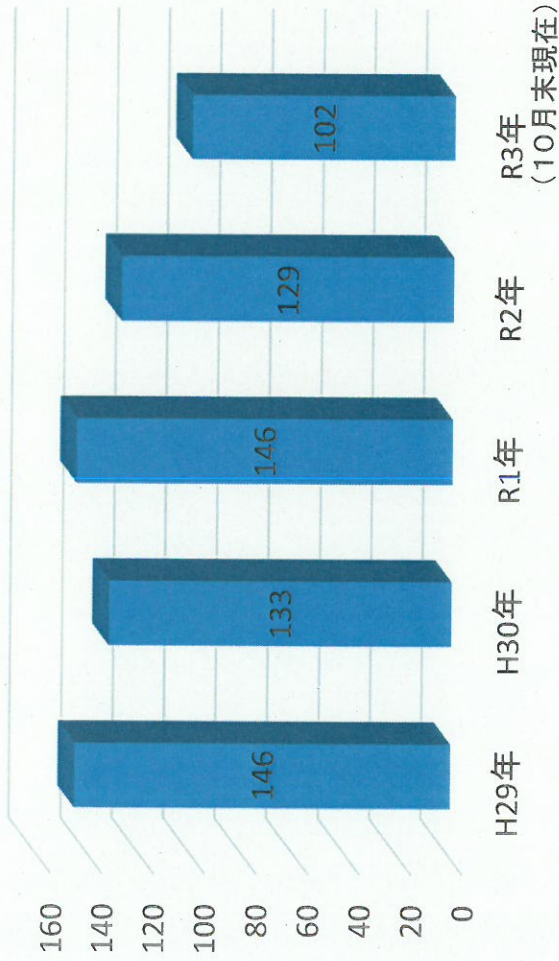
数値は手集計による

第六管区海上保安本部における死体取扱い状況

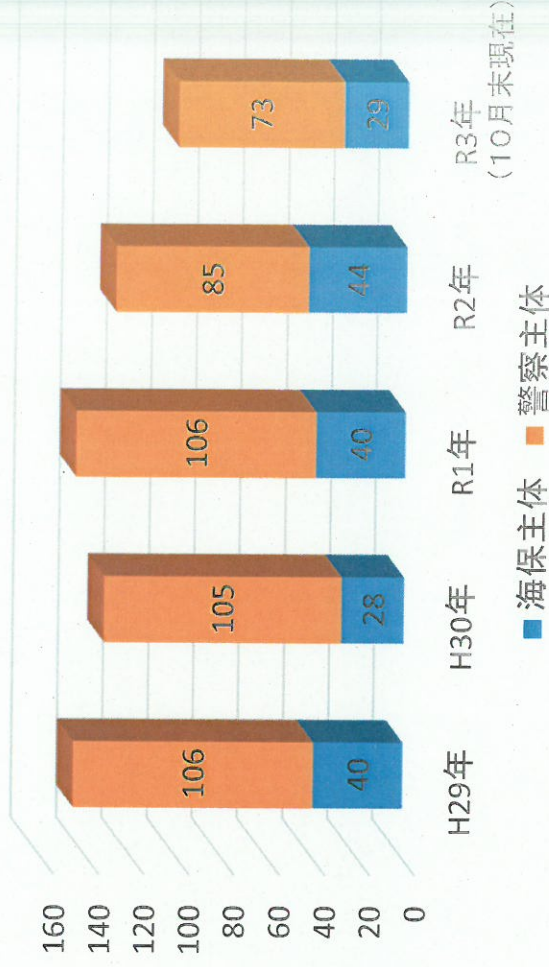
第六管区海上保安本部
警備救難部 刑事課

令和3年12月

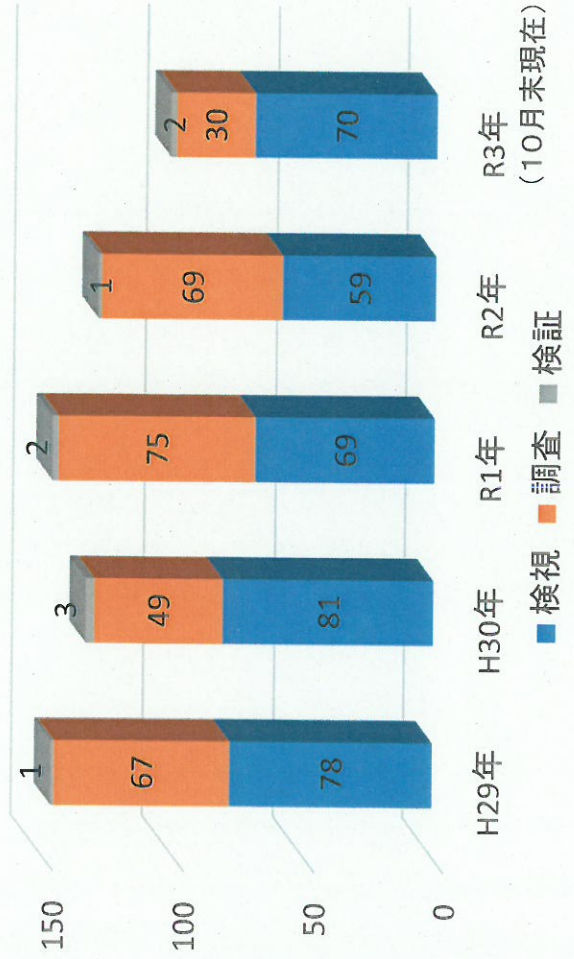
死体取扱回数



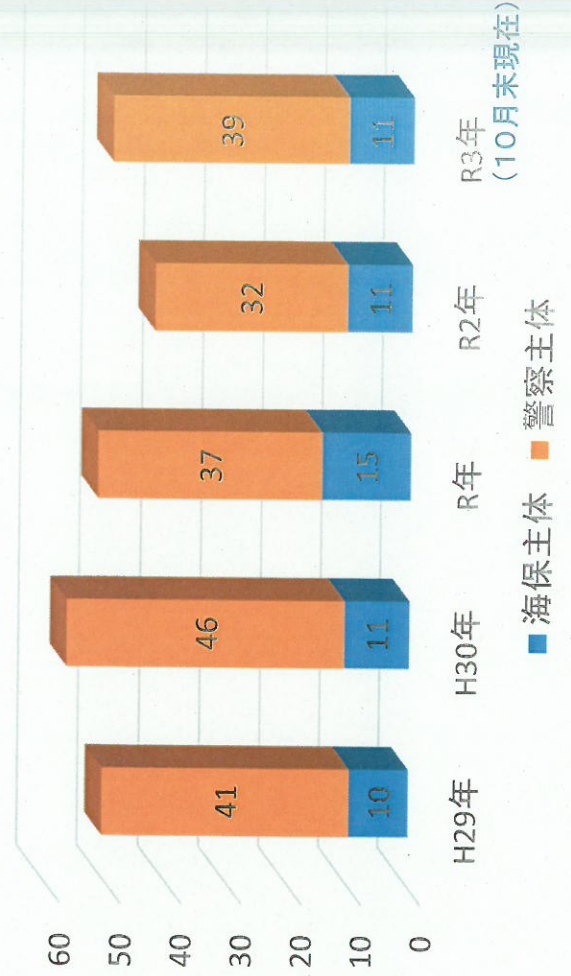
取扱機関



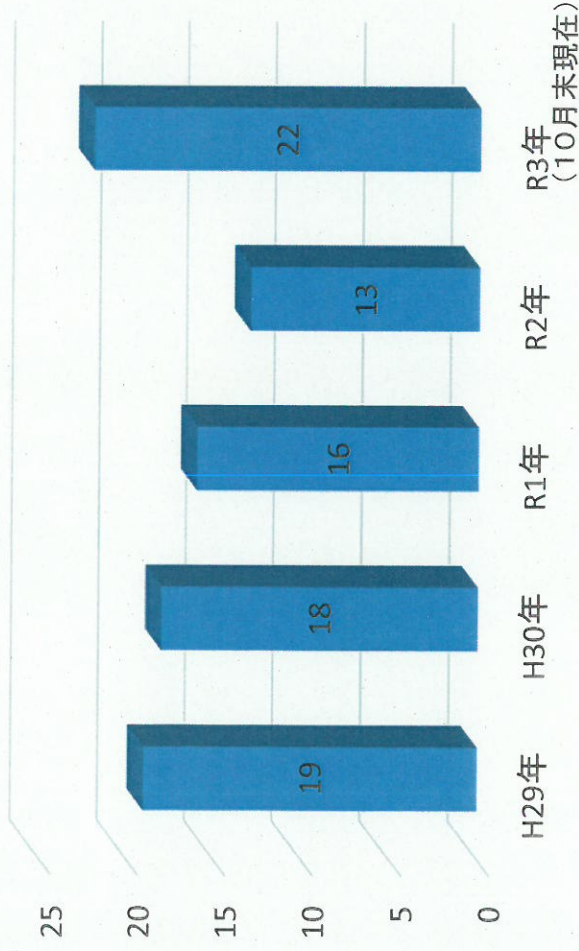
死体認知後の措置



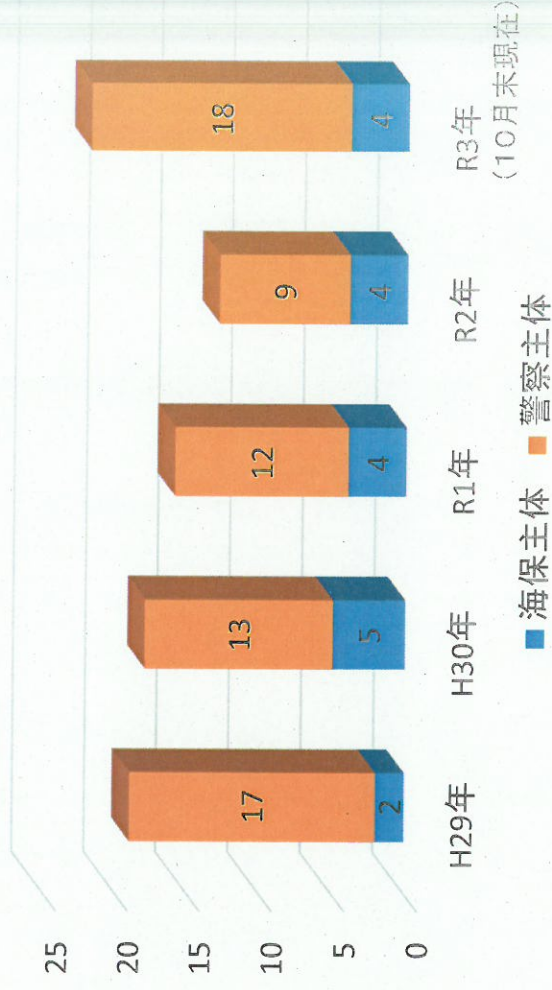
解剖の状況



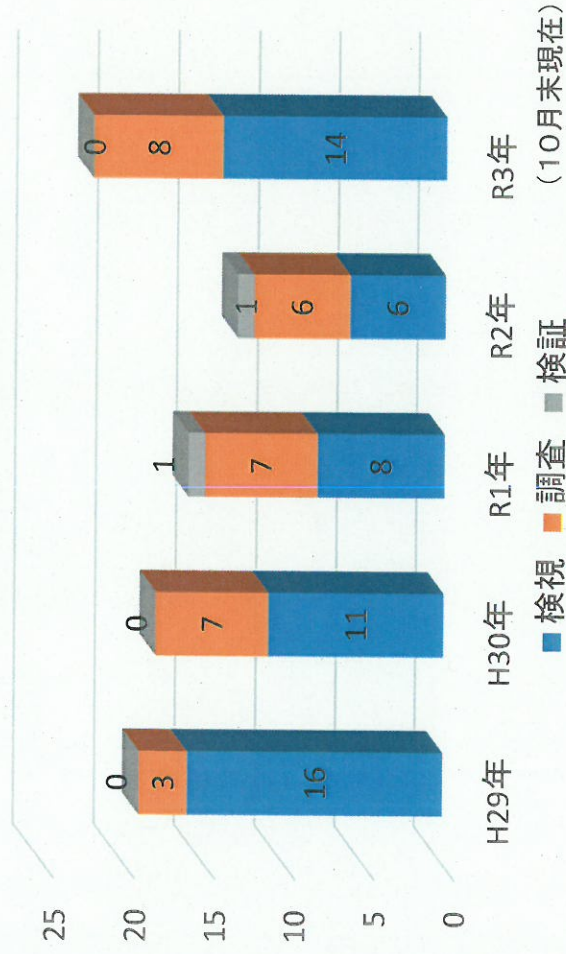
死体取扱数



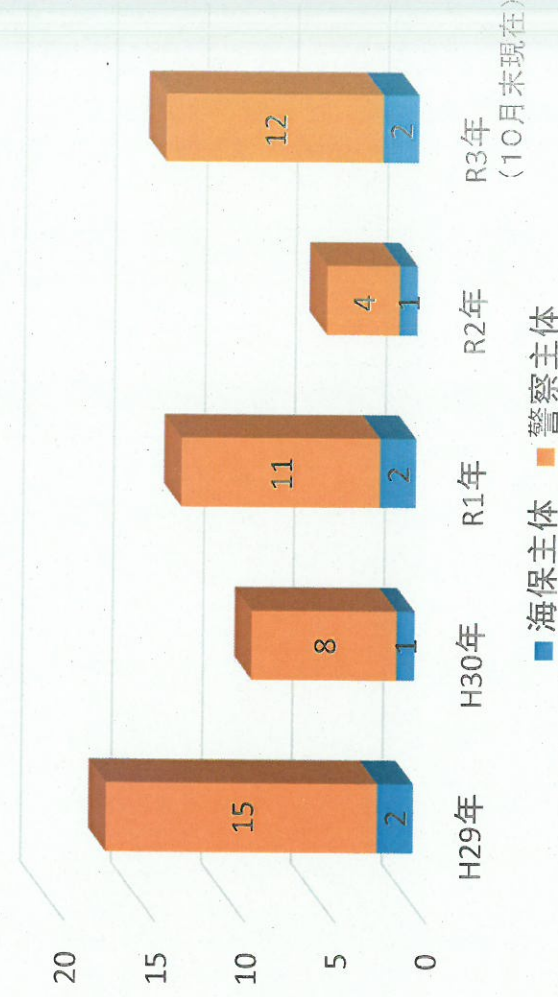
取扱機関



死体認知後の措置



解剖の状況



死因究明等施策の推進について

令和3年12月

厚生労働省医政局医事課死因究明等企画調査室

死因究明等推進計画の策定までの経緯

令和元年
6月12日

基本法公布

〈基本法の定め〉

- ・厚生労働大臣を本部長とする死因究明等推進本部を設置
- ・本部において死因究明等推進計画の案を作成

令和2年
4月1日

基本法施行

- ・内閣府から厚生労働省に総合調整機能が移管
- ・厚生労働省医政局に死因究明等企画調査室が設置

6月

第1回 死因究明等推進本部
・死因究明等推進計画検討会の設置

7月～

令和3年3月

死因究明等推進計画検討会
(計6回開催)

(3月8日 第6回検討会
報告書案の議論)

5月

第2回 死因究明等推進本部
・死因究明等推進計画の案の取りまとめ

6月1日

死因究明等推進計画 閣議決定

以降3年毎に計画を見直し

死因究明等推進計画の概要

1 現状と課題

- ・人口の高齢化を反映した死亡者数の増加
- ・法医学教室の人員、検案を担う医師等の人材確保の必要性
- ・死因究明等推進地方協議会の設置の促進、議論の活性化
- ・公衆衛生の向上・増進等を目的とした解剖・検査等が適切に実施される体制整備の必要性

2 死因究明等の到達すべき水準と基本的な考え方

○死因究明等の到達すべき水準

- ① 死因究明等を重要な公益性を有するものとして位置付け
- ② 必要な死因究明等が実現される体制の整備
- ③ 客観的かつ中立公正に実施
- ④ 権利利益の擁護、公衆衛生の向上・増進、被害の拡大防止等にも寄与

○死因究明等の基本的な考え方

- ・国の責務（具体的施策の実施）
- ・地方公共団体の責務（地域の状況に応じた施策実施、地方協議会設置の努力義務）
- ・大学の責務（大学における人材育成・研究実施の努力義務）
- ・医療機関、関係団体、医師、歯科医師その他の関係者の相互連携
- ・計画の対象期間は策定後3年を目安とする

3 死因究明等に関し講ずべき施策

- 基本法に定められた基本的施策を柱として、各省庁の取り組む施策を記載。（次頁）

4 推進体制等

- 3年に1回計画を見直し、毎年1回計画のフォローアップを実施
- 必要な人材確保、体制整備の明確化等の中長期的課題として明記

「死因究明等に関し講ずべき施策」に記載の主な施策

(1) 死因究明等に係る人材の育成等

- ・ 専門的な死体検案研修会等の各種研修の充実による医師等の資質向上【厚生労働省】
- ・ 都道府県医師会や同歯科医師会と都道府県警察等との合同研修会等の実施【警察庁、海上保安庁】
- ・ 解剖・検査等の結果の検案医や読影する医師等への還元【警察庁、海上保安庁】

(2) 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備

- ・ 死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組の維持・拡大【文部科学省】

(3) 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備

- ・ 都道府県の実施体制や実績等に関する横断的な実態調査の実施【厚生労働省】
- ・ 地方公共団体の取組の指針となるマニュアルの策定【厚生労働省】
- ・ 地方公共団体における専門的機能を有する体制整備の要請・協力【厚生労働省】

(4) 警察等における死因究明等の実施体制の充実

- ・ より効果的・効率的な検視官の運用【警察庁】
- ・ 都道府県医師会、法医学教室等との連携強化【警察庁、海上保安庁】

(5)死体の検案及び解剖等の実施体制の充実

- ・ 公衆衛生の向上を目的とした解剖・検査に必要な報酬・備品、施設設備等の費用の支援（異状死死因究明支援事業、死亡時画像診断システム等整備事業）【厚生労働省】
- ・ 検案する医師が法医学者に相談できる体制の構築、普及啓発【厚生労働省】
- ・ 地方における死因究明等の実施に関し、大学施設等の活用等を通じて協力するよう、各大学医学部・歯学部関係者が出席する会議等の場を活用して要請【文部科学省】

(6)死因究明のための死体の科学調査の活用

- ・ 薬毒物・感染症等検査の充実【厚生労働省、警察庁、海上保安庁】
- ・ 死亡時画像診断の研修の更なる充実【厚生労働省】

(7)身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備

- ・ 歯科診療情報の活用のための大規模データベース構築に向けた検討の実施【厚生労働省】

(8)死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

- ・ 死亡診断書（死体検案書）の電子的交付の検討【厚生労働省】
- ・ 解剖等データベースの整備【厚生労働省】
- ・ CDRについての検討【厚生労働省、内閣府、警察庁、法務省、文部科学省】
- ・ 必要な関係行政機関への通報・情報共有【厚生労働省、警察庁、海上保安庁】
- ・ 遺族等への丁寧な対応【警察庁、法務省、海上保安庁、厚生労働省】

(9)情報の適切な管理

- ・ 情報管理の重要性の周知徹底等を通じた情報の適切な管理【関係全省庁】

死因究明等推進協議会の設置状況

令和3年3月末時点

＜死因究明等推進協議会が設置・開催済みの都道府県＞ 4 1 都道府県

年	設置都道府県（※日付は第1回協議会が開催または設置された日）
平成26年度	愛媛（8月19日）
平成27年度	福岡（4月13日）、東京（5月15日）、滋賀（6月2日）
	新潟（7月27日）、秋田（8月19日）、岡山（11月19日）
	茨城（12月7日）、高知（1月26日）、静岡（2月2日）
	兵庫（2月3日）、岐阜（2月17日）、埼玉（2月17日）
	北海道（2月26日）、福井（2月26日）、三重（3月16日）
	千葉（3月18日）
	山口（7月14日）、愛知（7月27日）、佐賀（10月5日）
平成28年度	広島（11月1日）、徳島（1月30日）、石川（3月21日）
平成29年度	富山（3月30日）
	群馬（9月14日）、栃木（9月27日）、大阪（11月15日）
平成30年度	鳥取（12月13日）、長野（1月30日）、大分（3月28日）
	山形（5月24日）、沖縄（8月2日）、福島（8月8日）
	長崎（2月14日）、神奈川（2月26日）、京都（3月27日）
令和元年度	香川（3月28日）
	山梨（8月27日）
令和2年度	鹿児島（8月28日）、和歌山・熊本（3月24日）

死因究明等推進施策 関係予算一覧

(単位:百万円)

警察庁	内容	令和3年度 予算額	令和2年度 予算額	厚生労働省	内容	令和3年度 予算額	令和2年度 予算額
	司法解剖に要する経費	2,259.2	2,200.3		異状死死因究明支援事業	107.5	107.5
	検視に要する経費	153.4	182.9		異状死死因究明支援事業等に関する検証事業	40.8	40.8
	死体の調査及び検査に要する経費	327.4	332.8		死体検案講習会費	19.5	19.5
	死因・身元調査法に基づく解剖の実施に要する経費	275.2	256.7		死亡時画像誌影技術等向上研修	11.2	11.2
	死体関連初動捜査の推進に要する経費	2.1	2.1		監察医制度の在り方に関する検討会費	0.5	0.5
	検視支援装置の整備に要する経費	24.8	19.1		死体検案医を対象とした死体検案相談事業	36.5	36.5
	遺体保冷庫の整備に要する経費	3.1	0.8		歯科情報の利活用推進事業	15.3	15.3
	死体取扱業務に係る教養に要する経費	50.9	50.9		予防のための子どもの死亡検証 (Child Death Review) 体制整備モデル事業	108.7	59.4
	身元確認のための歯牙鑑定に要する経費	9.6	9.6		予防のための子どもの死亡検証体制整備委託事業 (保健福祉調査委託費47百万円の内数) 令和3年度予算案		
海上保安庁		124.7	129.6		死亡時画像診断システム等整備事業 (医療施設等設備整備費補助金 (34億円) 及び医療施設等施設設備費補助金 (53億円) の内数) 令和3年度予算案		
	解剖経費	45.0	42.7	法務省	総額	168.6	163.2
	死亡時画像診断経費	4.8	4.5		司法解剖に伴う経費	165.5	160.1
	歯牙鑑定経費	0.9	1.0		検視に要する経費	3.1	3.1
	検視等医師立会経費	0.9	0.9	文科科学省	総額	—	432.5
	死因究明等に係る研修経費	9.2	9.4		死因究明等推進人材養成を行う国立大学を支援する経費 (※)	※	375.7
	検視及び死体の調査・検査等に要する経費	63.9	71.1		基礎研究医養成活性化プログラム	73.3	56.8
	総額				総計		4071.2

※国立大学法人運営費交付金・令和3年度予算案の内数であり、現時点では未確定
(注) 四捨五入の関係等、計数は必ずしも一致しない。

令和3年度 死因究明等体制の推進に向けた支援(厚生労働省施策の概要)

令和3年度予算(令和2年度予算)

229,939千円(229,937千円)

○異状死死因究明支援事業

異状死に係る死因究明のための取組みを行っている都道府県に対し、行政解剖や死亡時画像診断に係る経費について財政支援を行う。また、死因究明等推進計画に基づき、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等を検証する。

107,544千円(107,544千円)

○異状死死因究明支援事業等に関する検証事業

死因究明等推進計画に基づき、死因究明体制の充実、疾病予防、健康長寿対策等に活用していくため、異状死死因究明支援事業等を通じて得られた解剖や死亡時画像診断の事例について、収集・分析を行う。

40,760千円(40,759千円)

○死亡時画像診断システム等整備事業

死亡時画像診断および死体解剖の実施に必要な医療機器整備及び施設整備について財政支援を行う。

(医療施設等設備整備費補助金(令和3年度予算案額34億円)、医療施設等施設整備費補助金(令和3年度予算案額53億円)の内数)

○死体検案講習会費

検案業務に従事する機会の多い一般臨床医、警察医を対象に、検案能力向上を目的とする講習会を開催する。死因究明等推進計画に基づき、平成26年度から日本医師会に委託している「死体検案講習会」について、引き続き、内容を充実させ全国で複数回開催する。

19,526千円(19,526千円)

○死亡時画像読影技術等向上研修

死亡時画像についての放射線科医師の読影技術、診療放射線技師の撮影技術等の向上を図るための研修を実施する。

また、死亡時画像診断の情報をモデル的に収集・分析し、検証結果を踏まえ、検案する医師の参考となるマニュアルを作成する。

11,235千円(11,234千円)

○死体検案医を対象とした死体検案相談事業

監察医制度のない地域では、死体検案医(多くは臨床医学を専門としている警察協力医)が死体検案を行っており、死体検案医が死因判定等について悩んだ際に、法医(法医学を専門とする医師)に相談できる体制構築経費に対する支援を行う。

36,498千円(36,498千円)

○監察医制度の在り方に関する検討会経費

死因究明等推進計画を踏まえ、監察医の在り方を検討する。

464千円(464千円)

○死因究明施策推進経費

死因究明等推進基本法に基づく死因究明等推進本部事務局の運営に必要な経費及び死因究明等推進基本法で策定が義務付けられている死因究明等推進計画を作成するための会議の開催に必要な経費。

13,912千円(13,912千円)

異状死死因究明支援事業

令和3年度予算(令和2年度予算)

107,544千円(107,544千円)

目的

- 異状死に係る死因究明のための取組みを行っている都道府県に対し、行政解剖や死亡時画像診断に係る経費について財政的支援を行うことにより、死因究明の体制づくりを推進すること。

事業内容

○補助先：都道府県 ○補助率：1/2

- ① 法医学教室との連携等により、都道府県の判断で解剖を実施
- ② CTやMRIを活用した死亡時画像診断の実施
- ③ 感染症の検査、薬毒物検査等の実施
- ④ 関係機関・団体等が参加する死因究明等推進地方協議会の開催に必要な経費
(旅費、謝金、会議費等)の財政的支援

※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき実施するものを除く。

異状死死因究明支援事業等に関する検証事業

令和3年度予算(令和2年度予算)
40,760千円(40,759千円)

- 異状死死因究明支援事業による死因究明体制の整備により、一例ごとの死因診断の精度は向上しているが、得られた情報の公衆衛生向上のための活用は今後の課題となっている。
- ①異状死死因究明支援事業で得られた情報の蓄積・活用に加え、②死亡診断書等を利用した分析を行うことにより、死因究明により得られた情報の活用の強化を図る。

※ 公衆衛生の観点からの死因究明は、次の3要素と密接な関係を有すると考えられている。
 ・ 集団を対象とすること
 ・ 傾向の変化を迅速に把握すること
 ・ 集団への介入を行うこと
 (平成28年度厚生労働科学研究「高齢化社会における死因究明の推進に関する研究」(研究代表者 今村聡))

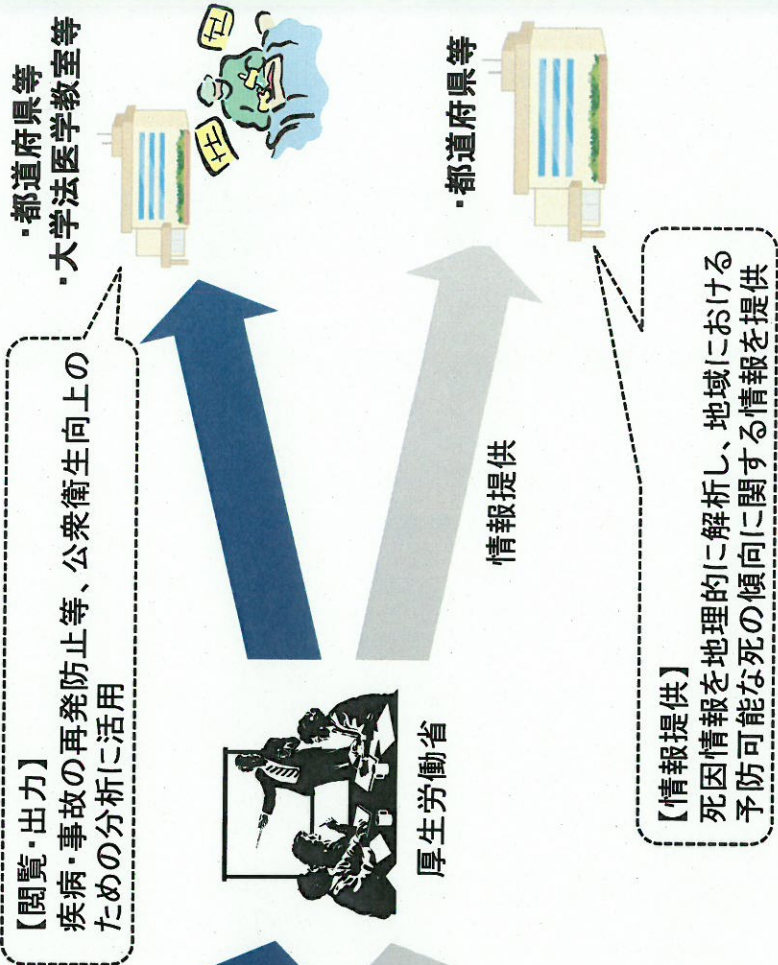
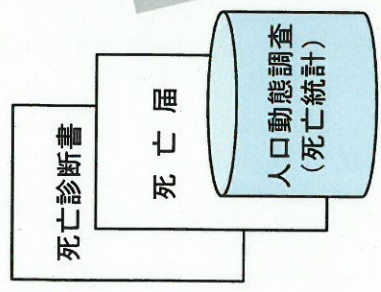
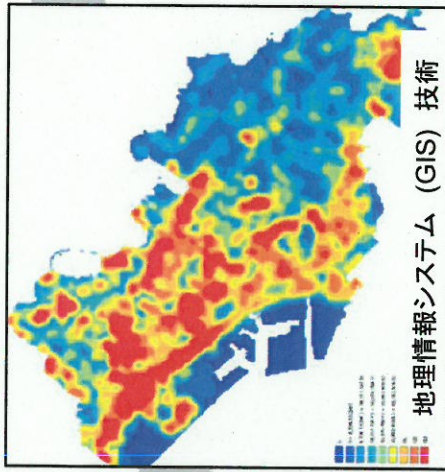
①「解剖・死亡画像診断全国データベースシステム」の構築 情報迅速に収集・分析

異状死死因究明支援事業のデータ
(解剖・死亡画像診断実施例の情報)

登録システム等

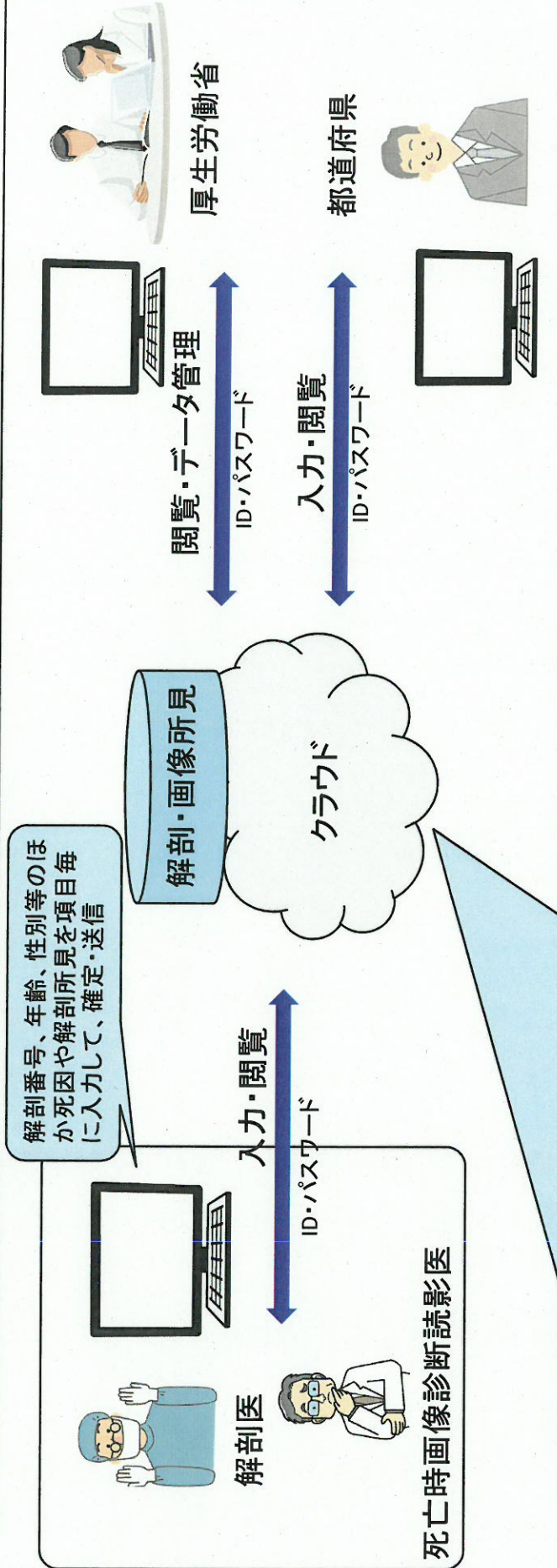


②「全ての死」を網羅的に把握・分析 公衆衛生の向上・増進(疾病の予防及び治療等)



解剖・死亡時画像診断全国データベースシステム

- ✓ 専用アプリケーションの開発により、大学医学部法医学教室等が異状死死因研究支援事業等により実施した解剖や死亡時画像診断の所見等を収集し、クラウド上にデータを蓄積するシステムを構築。
- ✓ データ蓄積を推進し、ID・パスワードを用いて内容の真正性とセキュリティを担保しつつ、厚生労働省や都道府県、各大学法医学教室等における閲覧・出力を可能とすることにより、疾病・事故の再発防止等、公衆衛生向上のための分析に活用する。



【送信に伴う出力データのイメージ】

約200程度の変数

解剖番号	年齢	性別	死亡年月日	死因	死因の種類	顔部所見	頭部所見
18-001	4	男	H30.10.2	肺炎	1.病死	蒼白であり...	損傷なく...
18-002	40	女	H30.10.4	全身打撲	2.交通事故	額部...	挫滅状で...
18-003	15	男	H30.8.13	熱中症	8.その他

最大2万件程度の変数

死亡時画像診断システム等整備事業

医療施設等設備整備補助金(令和3年度予算案額34億円)及び
医療施設等施設整備補助金(令和3年度予算案額53億円)の内数

目的

- 死因究明のための死体解剖の実施に必要な設備及び死亡時画像診断システムを導入する医療機関等へ財政的支援を実施することにより、死亡時の病態把握や死因究明体制の推進を図ること。

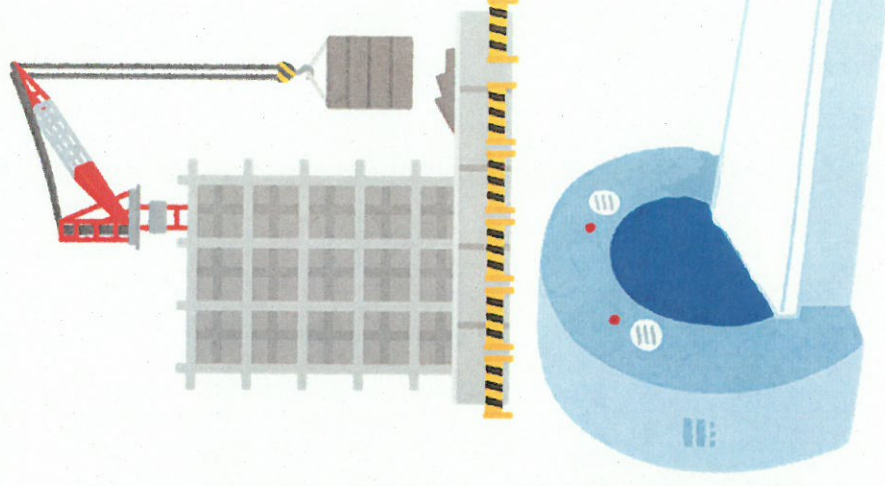
事業内容

①施設整備

死因究明のための解剖の実施に必要な施設及び死亡時画像診断の実施に必要な施設の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費(解剖室、薬物検査室、CT室、MRI室)の支援

②設備整備

死因究明のための解剖の実施に必要な設備及び死亡時画像診断又は死体解剖の実施に必要な医療機器購入費(解剖台、薬物検査機器、CT、MRI等)の支援



死体検案講習会

令和3年度予算(令和2年度予算)
19,526千円(19,526千円)

1. 目的

一般臨床医、警察医の死体検案能力の向上

2. 講習日程・内容

2日間



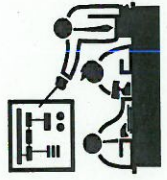
座学中心
・死体解剖保存法などの法律
・検案制度の国際比較
・死体検案書の書き方
・検案の実施方法など

現場での実習



監察医務院や各大学法医学教室
などにて現場実習

1日間



座学中心
・家族への対応について演習
・法医学教室でのスクリーニング(実習)
を受けて症例報告

修了

【これまでの課題】

平成25年4月から死因・身元調査法の施行に伴い、警察署長に検査の実施及び解剖の実施を行う権限が付与されたが、これらの実施に当たっては法医学的知識をもった医師のスクリーニングがなければその適正な実施は見込めない。

【死因究明等推進計画(R3.6.1)】

厚生労働省において、(中略)引き続き、厚生労働省、日本医師会、関係学会等が連携して研修内容を充実すること等により、検案に携わる医師の技術向上を図る。また、(中略)基礎的な死体検案研修会を実施しているところ、引き続き、医療関係団体等を通じて広く医師に対して参加を働き掛けるとともに、(中略)全ての医師の基本的な検案能力の維持・向上を図る。



【具体的な取組】

- 平成26年度以降
 - ・日本医師会に委託し、全国複数箇所で開催(平成25年度までは全国1箇所のみ)
 - ・関係学会等と連携して、研修内容の更なる充実

死亡時画像診断読影技術等向上研修

令和3年度予算(令和2年度予算)
11,235千円(11,234千円)

【死亡時画像読影技術等向上研修】

- 異状死等の死因究明の推進を図るため、CT等を使用した死亡時画像の撮影、読影には特殊な技術や知識が必要となることから、放射線科医等の医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を目的として研修を実施する。

【死亡時画像診断の有用性等の検証事業】

- 異状死死因究明支援事業で実施する死亡時画像診断の情報をモデル的に収集・分析し、死亡時画像診断の有用性等を検証する。また、検証結果を踏まえ、検案する医師の参考となるマニュアル等を作成する。

(参考)死亡時画像診断モデル事業のイメージ

協力施設



画像データ等を
分析委員会へ提供

分析委員会



- <日本医師会に画像を分析し評価する組織を設置>
- 関係学会等の協力により、専門とする委員によって構成
 - 医療機関から提供を受けた画像データや臨床データを踏まえて、死亡時画像診断の有用性について分析・評価を実施
 - 専門家による評価によって、死亡時画像診断が有効な事例や案件などをとりまとめ、日本医師会が実施する研修の内容に反映

- ・死亡時画像を撮影する医療機関、施設等
- ・死因究明支援事業を実施している大学等

死体検案医を対象とした死体検案相談事業

令和3年度予算(令和2年度予算)
36,498千円(36,498千円)

- 監察医制度のない地域では、死体検案医(多くは臨床医学を専門としている警察協力医)が死体検案を行っている。
- 現在の死因究明推進計画(平成26年)においては、**検案の実施体制の充実**が明記されており、死体検案医が死因判定等について悩んだ際に、法医(法医学を専門とする医師)に相談できる体制が必要。



- 死因判定の難しい検案において法医の意見を仰ぎ、より正確な死因判定が可能となれば、**犯罪死体の見逃し防止のみならず、我が国の死因統計の正確性が向上し、公衆衛生の向上に資する。**

死因究明等推進に資する在宅死等への対処能力習得事業

背景

- ・人口の高齢化により、今後、死亡者数は増加見込み
- ・入院期間の短縮や医療・介護連携により、在宅療養者の増加
- ・一方で警察が取扱う死体取扱数も増加傾向(過去10年間で約24%増)
- ・犯罪死・非犯罪死の鑑別、非犯罪死の死因究明の重要性が高まっている。
- 死因究明等推進基本法(R2.4.1施行)
「死因究明等に係る人材の育成等」が基本的施策に位置づけられている。(第10条)

現状と課題

- ・自宅での療養生活を望む人は6割
- ・全死亡者のうち自宅で亡くなる人は1割
- ・地域医療を担う医師等が死体を診る機会には確実に増加
- ・地域医療を担う医師等は法医学の知識、技術を習得する機会が少ない。
- 在宅医療を担う地域の医師等が法医学の視点を備え、在宅死に対応できる能力を高める必要がある。

事業目標

- 法医学の視点を備え、在宅等(施設や生活圏内の活動時を含む)死に対応できる医師等の増加(研修受講者の累積)
- 自宅死亡者の割合増加

委託先：岡山大学 (法医学分野)



事業内容

- 法医学の視点から見た在宅死に関する研修会
地域医療に関わっている医師、看護師、救急救命士等を対象とした法医学の視点から見た在宅死等に関する研修会
- 対処能力向上のための資材作成・頒布
研修会・演習・実習以外でも日常的に研鑽が積めるような資材の作成・頒布
- 対処能力向上のための演習・実習
供覧や解剖実習等を通じた実践研修

岡山県小児死亡事例に対する死亡時画像診断（Ai）に係る撮影経費支弁要綱

（趣 旨）

第1条 厚生労働省死亡時画像読影技術等向上研修事業の一環として、公益社団法人日本医師会が受託者として行う小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業（以下「モデル事業」という。）において、県は、小児死亡事例（15歳未満に限る。以下同じ。）に対する死亡時画像診断の情報の収集に協力し、もって死因究明体制の整備を図るため、予算の範囲内において、死亡時画像診断に係る撮影経費を支弁することとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

（支弁の対象）

第2条 支弁の対象は、モデル事業に参加登録を行い、公益社団法人日本医師会の確認を受けた岡山県内の医療機関（以下「参加機関」という）が実施する、小児死亡事例を対象とした、死亡時の画像撮影（CT、MRI等）に係る経費とする。

（参加登録の報告）

第3条 参加機関は、モデル事業に参加登録を行い、公益社団法人日本医師会の確認を受けた旨を、あらかじめ参加登録報告書（別紙様式1）により、県へ報告するものとする。

（撮影の報告）

第4条 参加機関は、モデル事業により撮影し、撮影画像及び関連情報を公益社団法人日本医師会又はその再委託先へ提供した件数を四半期（4～6月、7～9月、10～12月、1～3月）毎に、撮影経費実績報告書兼請求書（別紙様式2）に実績報告書（別紙様式3）を添えて四半期終了月の翌月の5日までに県へ報告するものとする。

（支払）

第5条 支払は精算払とし、知事は前条に規定する請求書により支払うものとする。

（支弁額）

第6条 支弁額は1件当たり、54,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）とする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年度から適用する
- 2 この要綱は、令和元年度から適用する